

令和4年 第3回国東市議会定例会 提出議案

報告 第10号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 1
報告 第11号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 2
報告 第12号	株式会社未来企業カレッジの清算終了の報告について	P 3
認定 第1号	令和3年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 4
認定 第2号	令和3年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 5
認定 第3号	令和3年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 6
認定 第4号	令和3年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 7
認定 第5号	令和3年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 8
認定 第6号	令和3年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 9
認定 第7号	令和3年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 10
認定 第8号	令和3年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 11
認定 第9号	令和3年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 12
認定 第10号	令和3年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 13
議案 第53号	令和4年度国東市一般会計補正予算(第4号)	P 14
議案 第54号	令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第1号)	P 15
議案 第55号	令和4年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P 16
議案 第56号	令和4年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第1号 介護サービス事業勘定第1号)	P 17

議案 第 57 号	令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 1 8
議案 第 58 号	令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 1 9
議案 第 59 号	令和 4 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 0
議案 第 60 号	令和 4 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 1
議案 第 61 号	令和 4 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 2
議案 第 62 号	国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P 2 3
議案 第 63 号	国東市営住宅条例等の一部改正について	P 2 6
議案 第 64 号	財産の無償貸付について	P 3 1
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 2
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 3
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 4
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 5
諮問 第 6 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 6
諮問 第 7 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 7

報告 3 件
認定 1 0 件
議案 1 2 件
諮問 6 件
計 3 1 件

報告第 10 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の
規定により、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を
つけて、次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 5	—
(13. 03)	(18. 03)	(25. 0)	(350. 0)
[△5. 65]	[△21. 24]		[△81. 6]

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 11 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項
の規定により、令和 3 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監
査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和 3 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業特別会計	— 〔△ 42.8〕	1 各特別会計ともに資金不足比 率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準 は各特別会計毎に 20.0%。 3 そで括弧書き内は、資金剰余額 による比率であり、負の値で表示 している。
工業用水道事業特別会計	— 〔△ 216.4〕	
市民病院事業特別会計	— 〔△ 44.9〕	
下水道事業特別会計	— 〔△ 31.9〕	
農業集落排水事業特別会計	— 〔△ 26.2〕	

報告第 12 号

株式会社未来企業カレッジの清算終了の報告について

株式会社未来企業カレッジの清算終了について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 1 号

令和 3 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 2 号

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 3 号

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 4 号

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 5 号

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 6 号

令和 3 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第7号

令和3年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 8 号

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第9号

令和3年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

国東市長 三河 明史

認定第 10 号

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 53 号

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 4 号)

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 54 号

令和 4 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 55 号

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 56 号

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号
介護サービス事業勘定第 1 号)

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号 介護サー
ビス事業勘定第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 57 号

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 58 号

令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 59 号

令和 4 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 60 号

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 61 号

令和 4 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 62 号

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の育児休業等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に

該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「任期の末日の翌日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由 国家公務員の育児休業等に係る措置を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 63 号

国東市営住宅条例等の一部改正について

国東市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市営住宅条例等の一部を改正する条例

(国東市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 5 年建設省令第 16 号)第 1 条第 1 号に規定する同居親族等をいう。

第 5 条第 7 号中「次条第 1 号に規定する親族」を「同居親族等」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を「同居親族等」に改め、同項第 5 号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「親族」を「同居親族等」に改める。

第 12 条第 1 項及び 2 項中「に同居した親族」を「の同居親族等」に改める。

第 51 条中「(平成 5 年建設省令第 16 号)」を削る。

第 67 条を次のように改める。

(管理の特例)

第 67 条 市長は、法第 47 条第 1 項の規定により、市営住宅及び共同施設の管理を大分県住宅供給公社(以下「管理代行者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により市営住宅及び共同施設の管理を管理代行者に行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第5号、第4条、第5条、第8条第2項及び第3項、第9条、第10条、第11条第1項から第6項まで、第12条、第13条、第27条、第28条第1項及び第2項、第32条第1項及び第4項、第34条、第36条第2項及び第3項、第41条第1項、第42条第1項、第5項及び第6項、第56条第1項、第58条、第59条、第60条、第63条第1項並びに第65条第3項	市長	管理代行者
第17条第4項	市長が明渡しの日を認定し、	管理代行者が明渡しの日を認定し、市長は
第21条第1項	市の	市長又は管理代行者の
第21条第2項及び第3項並びに第35条第1項	市長	市長又は管理代行者
第36条第1項	市長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減額若しくは免除又は徴収猶予、第19条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収猶予、第32条第1項の規定による明渡しのご請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の	管理代行者は、第32条第1項の規定による明渡しのご請求、第34条の規定によるあっせん等

	措置	
第 42 条第 3 項及び第 4 項	同項	管理代行者が同項
第 65 条第 1 項	市長が職員	管理代行者がその職員
第 66 条第 1 項	市長は	市長又は管理代行者は
	市長の	市長若しくは管理代行者の

(国東市公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 国東市公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同施設 児童遊園、集会所、駐車場、駐輪場その他公共賃貸住宅の入居者の共同の利便のために必要な施設をいう。
- (2) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 5 年建設省令第 16 号)第 1 条第 1 号に規定する同居親族等をいう。

第 6 条第 1 項第 1 号中「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第 11 条において同じ。)」を「同居親族等」に改め、同条第 2 項中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第 11 条中「に同居した親族」を「の同居親族等」に改める。

第 40 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 40 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、公共住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (4) 公共住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項の規定により公共住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第 4 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで、第 15 条第 1 項及び第 4 項、第 16 条第 1 項、第 19 条第 2 項、第 27 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 38 条第 3 項中「市長」とあるのは「市

長又は指定管理者」とする。

第 40 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の基準)

第 40 条の 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、公共住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 3 条 国東市特定公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 215 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) 同居親族等 施行規則第 1 条第 1 号に規定する同居親族等をいう。

第 6 条第 1 項第 1 号中「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」を「同居親族等」に改め、同条第 2 項中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第 9 条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第 12 条中「同居の親族」及び「同居者の親族」を「同居親族等」に改める。

第 28 条中「に同居した親族以外の親族」を「の同居親族等以外の者」に改める。

第 30 条中「同居している親族」を「同居親族等」に改める。

第 43 条を次のように改める。

(管理の特例)

第 43 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務

(2) 入居者の指導及び連絡に関する業務

(3) 家賃並びに駐車場及び浄化槽の使用料の収納に関する業務

(4) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項の規定により特定公共賃貸住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第 4 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項から第 5 項まで、第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 18 条第 1 項、第 20 条第 2 項、第 29 条、第 31 条第 1 項、第 35 条第 1 項並びに第 37 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

第 43 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の基準)

第 43 条の 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 親族に準ずる者として一定の条件を満たす者との入居を認めること及び市営住宅等の管理業務を委託することに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 64 号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

1 無償貸付財産

岐部湾養殖施設

所在地	国東市国見町岐部 105 番地 3 地先
構造	築堤式養殖池及び附属施設
面積	115,700 平方メートル

2 無償貸付の相手方

所在地	国東市国見町伊美 2489 番地
団体名	くにさき漁業合同会社
代表者氏名	代表社員 秦 重 憲

3 無償貸付の理由

カキ養殖産業の振興と市有財産の有効活用を図るため、くにさき漁業合同会社に対して養殖施設を継続して無償で貸付けるもの。

4 無償貸付の期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 5 年間

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国見町

氏 名 ふじ藤 わら原 かず和 や彌

生年月日

令和4年9月6日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年12月31日に藤原和彌委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 いけ だ くる み
池 田 未 美

生年月日

令和4年9月6日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年12月31日に丹羽秀道委員の任期が満了するため、次期委員候補者として池田未美氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市武蔵町

氏 名 都 留 康 秀

生年月日

令和 4 年 9 月 6 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 12 月 31 日に岩光侃委員の任期が満了するため、次期委員候補者として都留康秀氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市安岐町

氏 名 はっ とり とも お
服 部 伴 夫

生年月日

令和4年9月6日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年12月31日に服部伴夫委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 6 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市安岐町

氏 名 なか の じょう しょう
中 野 浄 昭

生年月日

令和4年9月6日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年12月31日に高橋信也委員の任期が満了するため、次期委員候補者として中野浄昭氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

諮問第7号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市安岐町

氏 名 藤原康子
ふじ わら やす こ
藤 原 康 子

生年月日

令和4年9月6日提出

国東市長 三河明史

提案理由 令和4年12月31日に藤原康子委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。